

函館市いじめ防止対策審議会条例をここに公布する。

平成30年3月12日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市条例第36号

函館市いじめ防止対策審議会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第14条第3項および第28条第1項の規定に基づき、函館市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に、函館市いじめ防止対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、その結果を教育委員会に答申するものとする。

(1) 市立学校におけるいじめ（法第2条第1項に規定するいじめをいう。以下同じ。）の防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処のための対策に関すること。

(2) 重大事態（法第28条第1項に規定する重大事態をいう。以下同じ。）に関すること。

(3) その他いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処に関し教育委員会が必要と認める事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し教育委員会に意見を述べることができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員および任期等)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または

任命する。

- (1) 教育職員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 関係団体の推薦する者
- (4) 公募による者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長および副会長)

第5条 審議会に、会長および副会長各1人を置く。

2 会長および副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見または説明を聴くことができる。

(部会)

第8条 審議会に、第2条第1項第1号の所掌事務を分掌するいじめ防止対策部会および同項第2号の所掌事務を分掌する重大事態調査部会

を置く。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、当該部会の事務を総理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 部会は、委員に調査審議の対象となる重大事態に係るいじめの事案の関係者と直接の人的関係または特別の利害関係を有する者がいることにより当該調査審議の公平性および中立性が損なわれると認めるときは、その者を当該調査審議に参加させないこととする。
- 8 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第6条第1項および第2項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

中学校用教科用図書選定委員会の委員	日額 5,000円
-------------------	-----------

」を

中学校用教科用図書選定委員会の委員	日額	5,000円
いじめ防止対策審議会の委員	日額	5,000円

改める。